

令和5年3月吉日

ご近隣の皆様へ

市民会館うらわ解体工事に関するお知らせ

謹啓

ご近隣の皆様、日頃よりご協力頂き誠にありがとうございます。

市民会館うらわ解体工事の工程において、アスベスト（石綿）を含有する外構の防水の一部撤去を先行して行うことが必要となりましたので、下記のとおり工事内容のご案内を致します。

説明会資料等(さいたま市ホームページ掲載)とは内容が一部変更となってしまう申し訳ございません。ご迷惑をお掛け致しますが、ご近隣の皆様の安全を最優先に行ってまいりますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願い致します。

謹白

記

1. 先行撤去の概要

撤去建材：防水アスファルト

(防水のため、屋上や地下がある外構などの仕上げ材の下に敷かれるもの)

撤去時期：3月27日頃から4月5日頃

撤去範囲：別紙のとおり

撤去方法：防水アスファルト上部の床仕上げ材を撤去したあと露出した防水アスファルトをはがしとります。アスベストの飛散性は低いものですが、散水にて湿潤な状態を維持し確実に飛散しないよう撤去します。

環境測定：アスベストが飛散しないことを確認するため、作業中に空気中の総繊維数濃度^{※1}を測定します。総繊維数濃度が1本/リットルを超過していないことを基準^{※2}とします。

測定結果は確認でき次第、市のホームページ及び工事現場のお知らせ看板に掲示します。基準を超えることは無いよう作業は行われますが、もし基準を超えた場合は、作業を中止し、対策等別途ご案内いたします。

※1：総繊維数濃度はアスベスト以外の繊維も含み、長さ5 μ m以上、幅3 μ m未満でかつ長さの比(アスペクト比)3：1以上の繊維状物質の濃度

※2：条例に規定する敷地境界基準は石綿繊維数濃度10本/リットル以下であるが、一般大気環境中の石綿繊維数濃度は1本/リットル以下である。このため、漏洩監視の観点からの目安は、石綿繊維数濃度1本/リットルとする。

(参考)

世界保健機構 WHO の環境保健クライテリア(EHC53)では、「都市における大気中の石綿濃度は、一般に1本以下～10本/リットルであり、それを上回る場合もある。」「一般環境においては、一般住民への石綿ばく露による中皮腫および肺がんのリスクは、検出できないほど低い。すなわち、実質的には、石綿のリスクはない。」とされています。

騒音振動：防水アスファルトを撤去するにあたり、仕上材のタイル・コンクリート等をはつり取る工事もあるため、3月22日頃から4月5日頃まで大きい音が発生します。ご迷惑をお掛けし、大変申し訳ございません。ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

2. 全体工程概要

およその時期*	工事概要
R5年2月～9月	敷地境界の仮囲、建物周囲に足場・防音パネル設置、 外構・内装一部解体 外構の防水アスファルト（アスベスト含有）一部撤去
R5年8月～11月	アスベストの除去
R5年9月～R6年3月	内装解体
R6年4月～9月	建物の躯体解体
R6年10月～R7年6月	地下の躯体解体、杭抜き
R7年7月～9月	外構解体、整地、

※工事期間が長いため、上記の時期や期間は今後変移していく可能性があります。
大きく変わる場合など、改めてお知らせいたします。

3. その他

- 以前、説明会等でご質問がありましたが、粉塵の発生はほとんどなく、アスベストは飛散しないよう工事が行われますので、洗濯物など外に干していただいても問題ありません。
- 騒音振動計を、敷地境界に3か所設置いたしました。騒音に関しては85デシベル^{※3}を、振動に関しては75デシベル^{※3}を管理値として、この値を超えた場合はランプが点灯します。現場において定期的に数値を確認し、表示がこれを超えないよう注意しながら作業を行います。

※3：騒音規制法及び振動規制法に定められた規制値と同じ数値です。当規制値の概要は、一定時間測定した瞬間値の上位5%（振動は10%）を除いた数値が規制値となります。騒音振動計の表示値は瞬間値となります。